

# 令和6年度安城市下水道事業 排水設備工事指定工事店事務連絡会

令和6年11月28日(木)

安城市下水道課



令和6年度 安城市下水道事業排水設備工事指定工事店事務連絡会 次第

日時：令和6年11月28日(木)

場所：安城市役所本庁舎3階大会議室

※事務連絡会の内容は、工事店社内で必ず情報共有してください。

1 あいさつ

2 排水設備工事等の注意事項

- (1) 確認申請におけるグリストラップの資料について
  - ・申請時及び完了時に適切な添付資料を提出すること
- (2) 増設の排水設備図面について
  - ・既存建物の位置と宅外配管を申請図面に図示すること
- (3) 完了検査の予約について
  - ・大型物件、引渡し日が決まっている物件等で検査の日程調整が必要なものは事前予約可能
  - ・検査予約は、下水道課職員に確認後入れること
- (4) その他注意事項
  - ・確認通知書等発行について、原則安城市からの連絡は行いません
  - ・申請後に水道番号が確定した場合は、FAX等で下水道課に報告をお願いします
  - ・共同住宅等の排水設備台帳には、敷水栓の水道番号を含まないこと  
建物、店舗名称を記入すること
  - ・給湯器のドレン排水等は、汚水でも雨水でも構いません

3 通知事項

- (1) 送付資料について
  - ・指定工事店票
  - ・公共ます等設置工事準備契約についての意向確認書
    1. 提出期限：令和7年1月31日(金)
- (2) 新規供用開始予定区域について
  - ・今年度末は、2町(赤松町、福釜町)で供用開始予定
  - ・申請受付は、年明けから行う。(ただし、公共ますの設置は、原則令和7年3月31日以降)
- (3) 未接続家屋の多い区域について
 

未接続家屋の多い区域では、特に積極的な営業活動をお願いします。

  - ・和泉町・福釜町・箕輪町・横山町・桜井町・古井町・安城町
- (4) オンライン申請について
  - ・対象手続き：確認申請から工事完了届
  - ・導入時期：令和7年4月導入予定
  - ・従来通り紙申請も可能

(5) 罰則規定について  
・統一した点数表と処分基準を導入予定

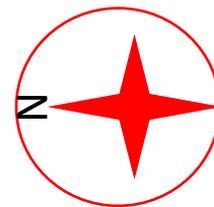
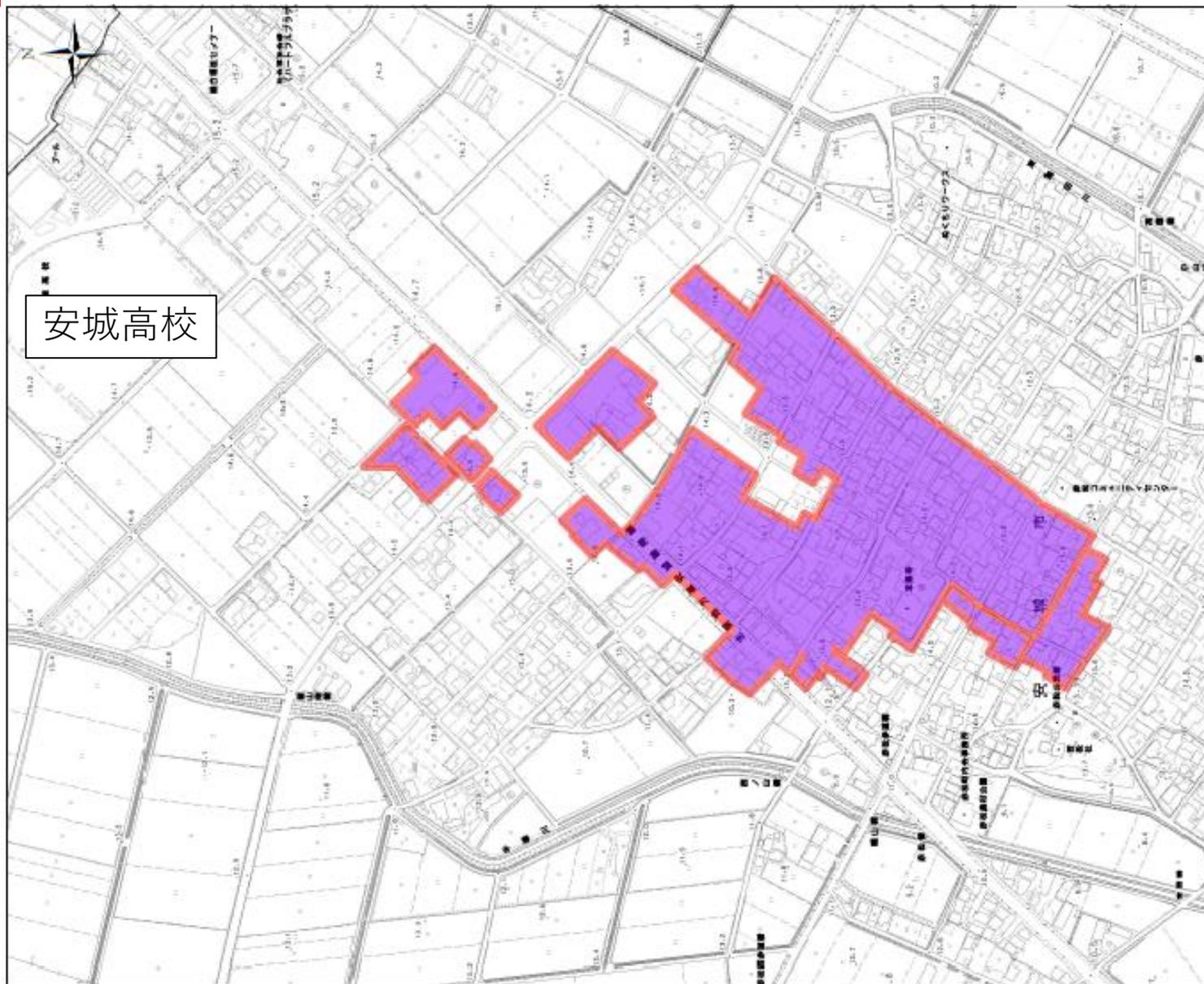
(6) 雨水貯留浸透施設設置補助金について  
・補助金の申請は排水設備等確認申請書と同時にしてください。

(7) 道路工事抑制期間について  
県道 新規工事 : 令和6年12月21日(土)  
県道 継続工事 : 令和6年12月28日(土)  
市道 新規・継続工事 : 令和6年12月28日(土)

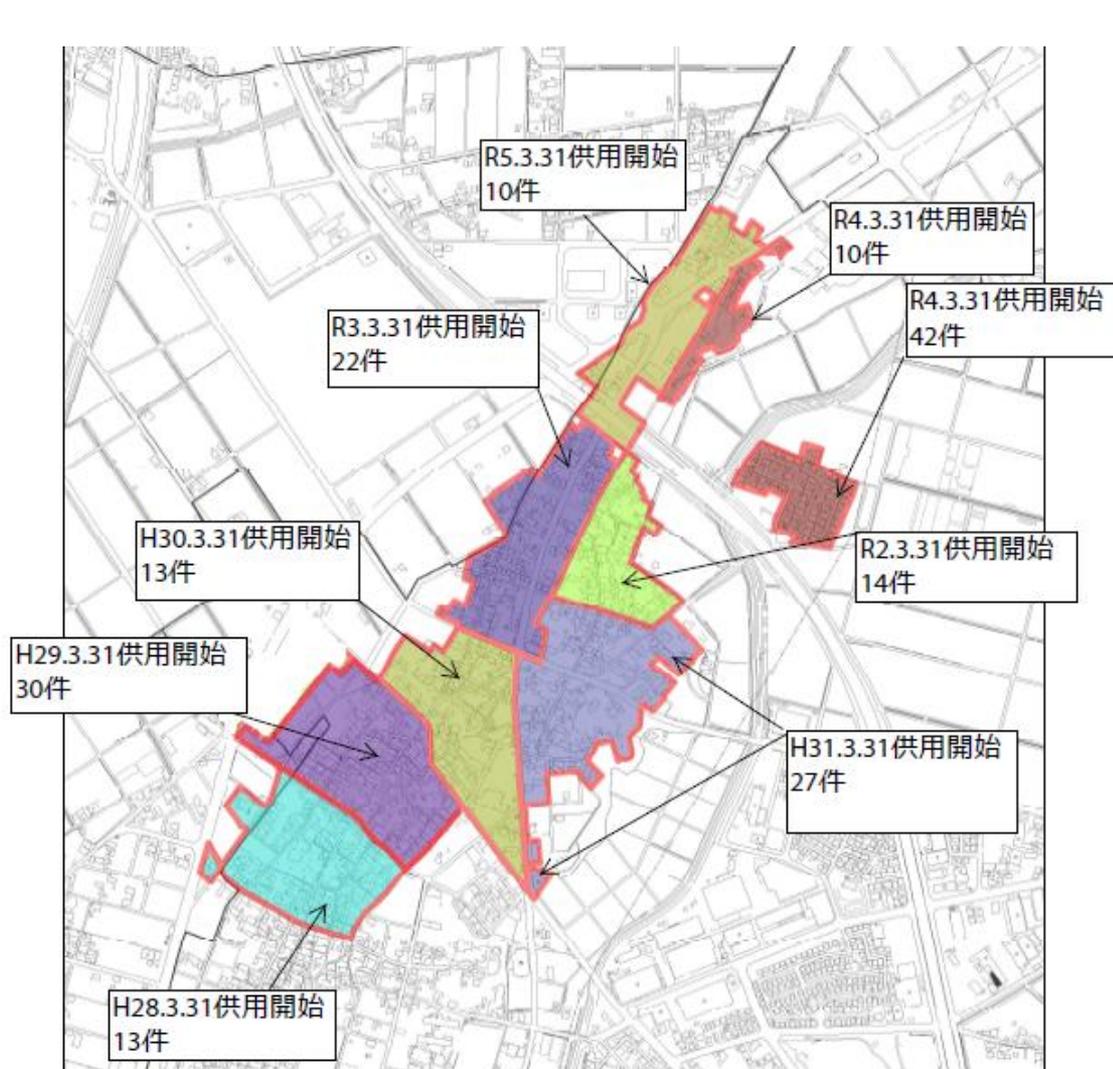
4. 下水道使用料等  
1) 下水道使用開始届について  
ア 下水道使用開始届の提出  
・下水道接続後3日以内に提出  
・3日以内の提出が難しい場合はFAXで提出 (0566-76-3436) 翌後日、原本提出  
その他注意事項  
外構工事などが未完成でも、下水道に接続した時点で「開始届」を提出  
下水接続済でも、新たに水道メーターを追加した場合は「開始届」を提出  
メーターの指針は小教団票の水栓が下水道接続済でも「開始届」を提出  
停止の場合は理由を記入  
一付きの集合住宅の下水道使用開始一覧  
以外に敷水栓用などのメーターがあれば一覧に記入すること  
事業用住宅の下水道使用開始一覧は「完了届」提出前に提出  
場合について  
変更になる場合は、「井戸水等の使用届」を提出  
、「井戸水等の使用廃止届」を提出  
、「下水道を引込継続使用する場合は、「井戸水等の使用廃止届」  
提出  
提出



# R7.3.31 新規供用開始予定区域（赤松町）



# 未接続家屋の多い区域（和泉町）



安城市雨水貯留浸透施設設置補助事業のご案内

# 雨水を貯めたり、しみ込ませる施設の 設置に補助をします。



## 雨水を貯める施設

雨水を、一時的に貯めておく施設で雨水タンクや既存浄化槽を転用した雨水貯留槽などがあります。

## 雨水をしみ込ませる施設

雨水を効率よく、地中にしみ込ませる施設で浸透管や浸透マスなどがあります。

# 本日の議題

1 排水設備工事等の注意事項

2 通知事項

3 下水道使用料等



# 1. 排水設備工事等の 注意事項



## (1) 確認申請における グリーストラップの資料について

- 申請時に必要なもの
  - ① カタログ
  - ② 容量算定書
  - ③ 型番等が分かる写真 (既設の場合のみ)
- 完了時に必要なもの
  - ① 型番等が分かる写真 (新設既設とも)
  - ② 設置全景写真 (新設の場合のみ)



## (2) 増設の排水設備図面について

- 既設の建物位置と宅外配管を図示すること

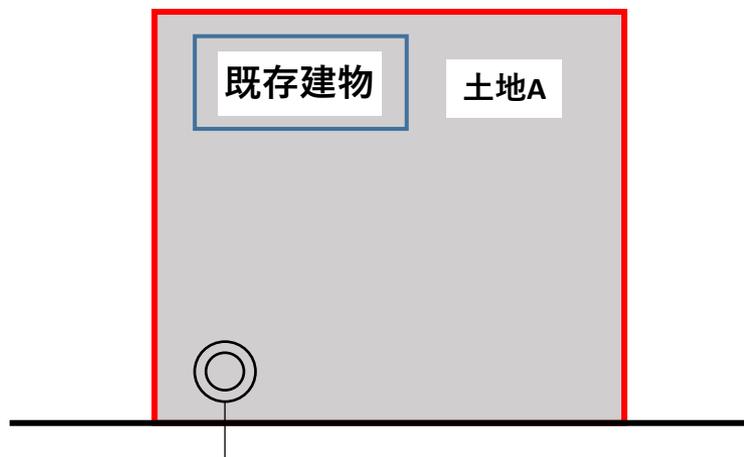
増設：既存の排水設備を変更せず、  
増設する場合



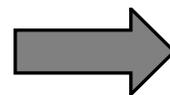
## (2) 増設の排水設備図面について

### よくある事例

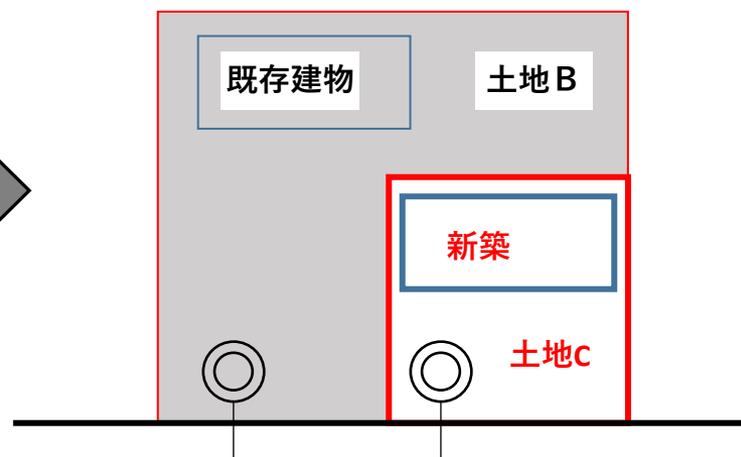
既存建物下水接続済み



分筆後



分筆後も、土地所有者同じ



土地Cについて新規申請

排水設備図面に**既存の建物位置**と**宅外配管**を図示すること



## (3) 完了検査の予約について

- 大型物件、引渡し日が決まっている物件等で検査の日程調整が必要なものは事前予約可能。
- 検査予約は市職員に確認後入れること。

**注意!!**

- **検査日間際での日程変更をしない。**



# 排水設備工事等の注意事項

## (4)

- 取付  
則と

- 申請

- 共同

- 水通

- 給湯  
水と



ては、原  
ん。

のについ  
報告して

散水栓の  
すること

汚水・雨



# 排水設備工事等の注意事項

ここが隠れないようにしてください

## 給水装置施行計画及び設計図

|          |     |                   |  |
|----------|-----|-------------------|--|
| 給水装置所有者  |     |                   |  |
| 給水装置設置場所 | 安城市 | 町                 |  |
| 街区・建物名称  |     |                   |  |
| メーター口径   | mm  | 専用・共用・支分・連合・支管・承認 |  |

|      |  |
|------|--|
| 水道番号 |  |
|      |  |

|       |                   |        |       |
|-------|-------------------|--------|-------|
| 指定事業者 | 指定番号 ( ) 電話 ( ) - | 主任技術者  |       |
|       |                   | 電話(携帯) | ( ) - |

### 施工計画 (現地調査および公道分施工の内容)

|       |  |                |                     |
|-------|--|----------------|---------------------|
| 道路の状況 | 市道・県道・国道・私道                                | 車道 ( 車線 ) ・ 歩道 | 舗装道 ・ 砂利道           |
| 配水管口径 | φ mm                                       | 配水管の種類         | VP ・ DIP ・ PP ・ PEP |
| 他の占用物 | 汚水・雨水・農水・ガス・地中ケーブル (NTT 中電 キャッチ) ・ その他 ( ) |                |                     |
| 他機関申請 | 道路占用 ・ 道路使用 ・ 管理障害 ・ 立会依頼等 ( )             |                |                     |
| 交通規制  | 徐行 ・ 片側交互通行 ・ 車道通行止 ・ 歩道通行止 ・ その他 ( )      |                |                     |
| 規制期間  | (予定) 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )                 |                |                     |
| 施工条件  | 昼間 ・ 夜間 ・ 昼夜間 交通整理人 無 ・ 有 ( )              |                |                     |





## (4) その他注意事項

- 取付管設置を伴わない申請については、原則として、通知後の連絡はしません。
- 申請時に水道番号は未定だったものについては、水道番号決定後、FAX等で報告してください。
- 共同住宅等の排水設備台帳には、散水栓の水道番号を含まない、名称を記載することに注意してください。
- 給湯器のドレン排水については、汚水・雨水どちらに排水でも構いません。



# 2 通知事項

1. 送付資料について
2. 新規供用開始予定区域について
3. 未接続家屋の多い区域について
4. 給排水オンラインシステムの導入について
5. 排水設備工事指定工事店罰則規定について
6. 雨水貯留浸透施設設置補助金について
7. 道路工事抑制期間について



# 送付資料について

## 指定工事店個票

### 指定工事店個票

|         |          |       |       |
|---------|----------|-------|-------|
| 指定番号    | 第        | 号     | 指定年月日 |
| 工事店名    |          |       |       |
| 代表者名    |          |       |       |
| 所在地     |          |       |       |
| 電話番号    | FAX      |       |       |
| メールアドレス |          |       |       |
| 所属組合    |          |       |       |
| 入札資格    | 公共ます施工資格 | 取付管実績 |       |
| 単価契約    | 契約日      |       |       |
| 専属責任技術者 |          |       |       |
| 登録番号    | 氏名       | 住所    | 有効期限  |

**工事店情報に変更がある場合は、  
指定工事店異動届の提出をお願いします！**

## 公共ます等設置工事単価契約についての意向確認書

### 令和7年度公共ます等設置工事単価契約についての意向確認書

安城市では、公共ます等の設置工事を行うために、「公共ます等設置工事契約書」の締結をしています。契約事務の軽減を図るため、御社の令和7年度の契約に対する意向を確認させていただきます。

契約の意向がある場合は、本意向確認書に記入の上、事務連絡会当日にご提出いただくようお願いいたします。

#### ※注意事項

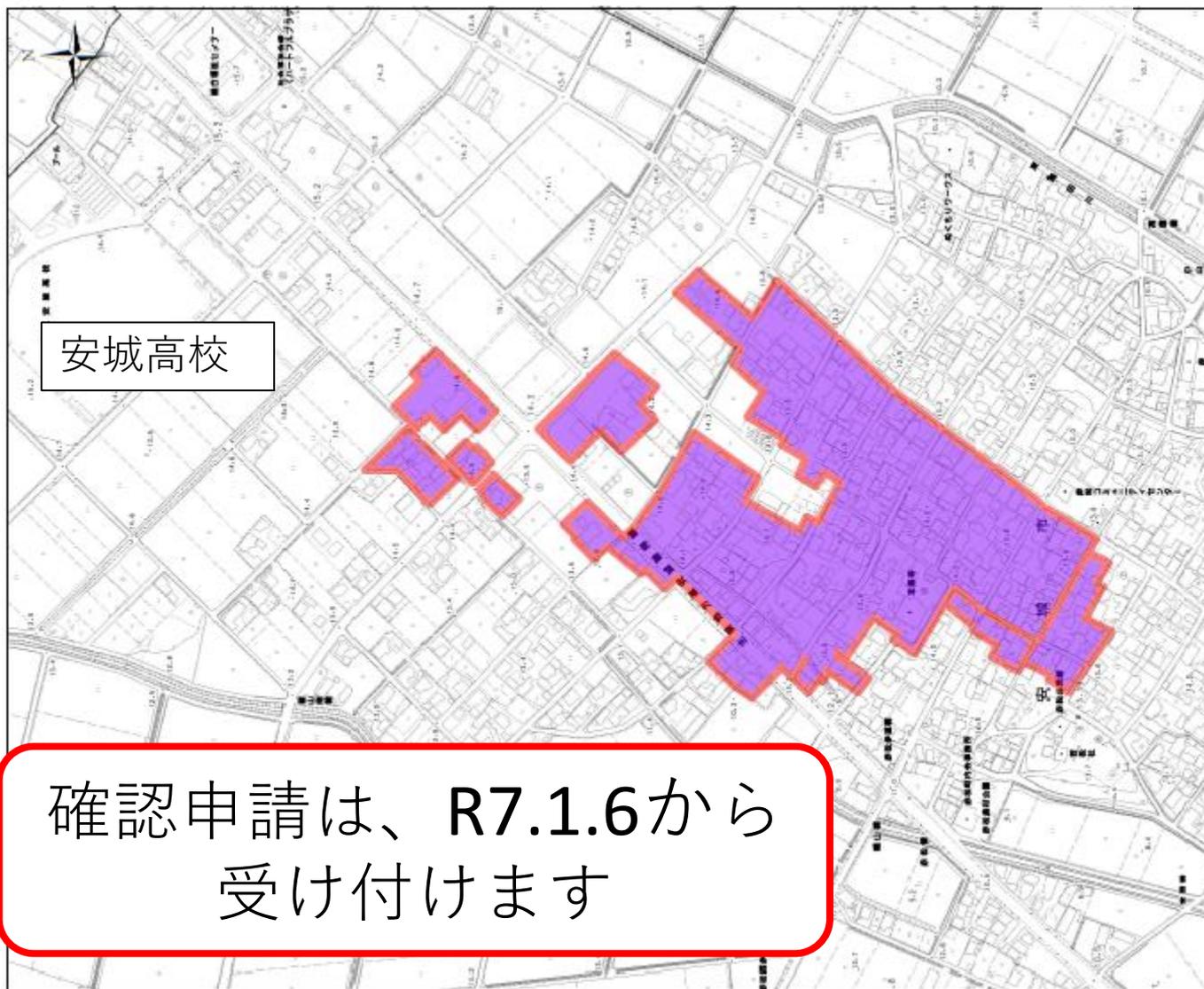
- ・年度途中でも契約できますが、締結までにお時間をいただきます。

**F A X、郵送での  
提出も受け付けます。  
提出期限:1/31 (金)**

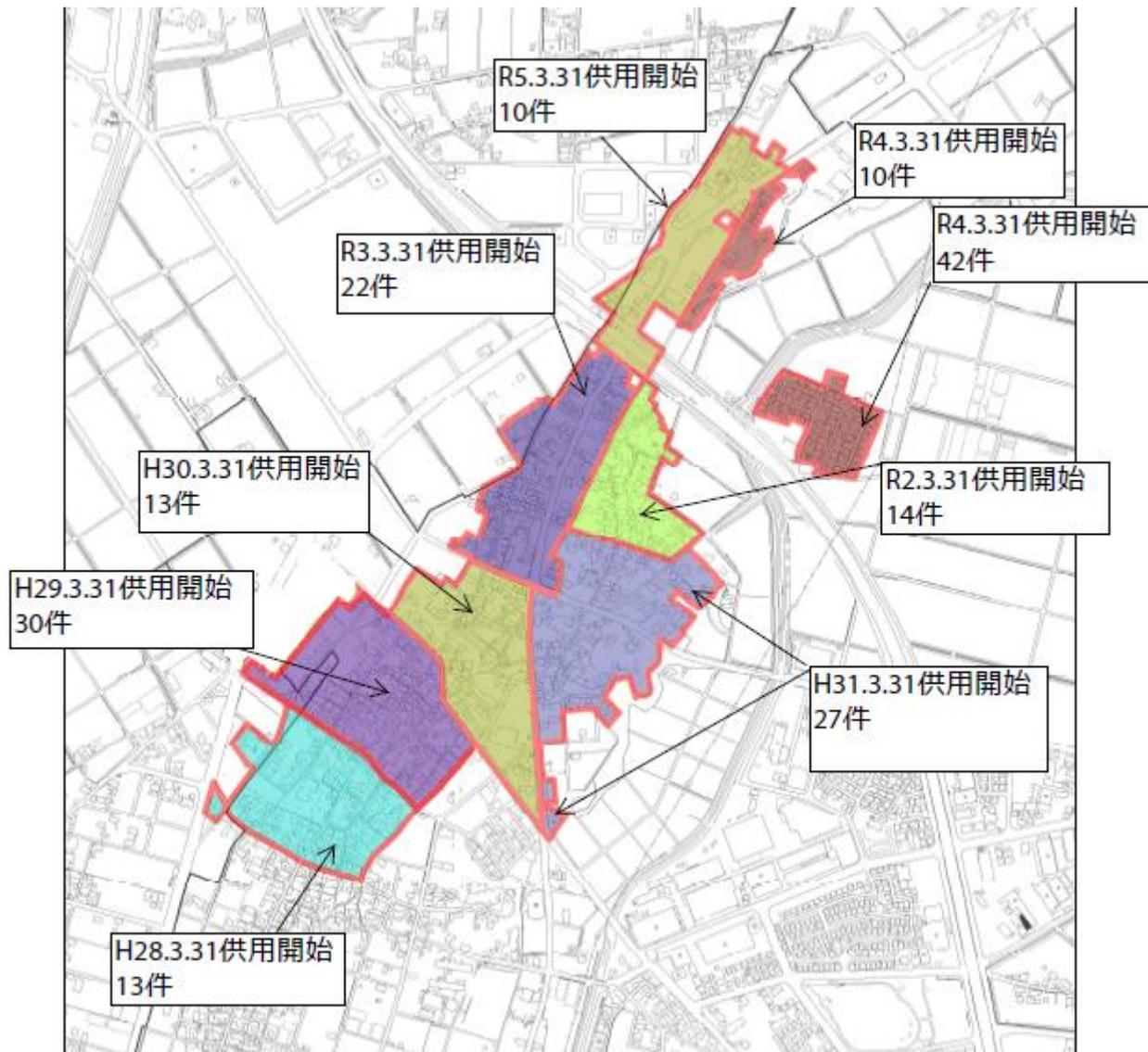
締結を



# R7.3.31 新規供用開始予定区域（赤松町）



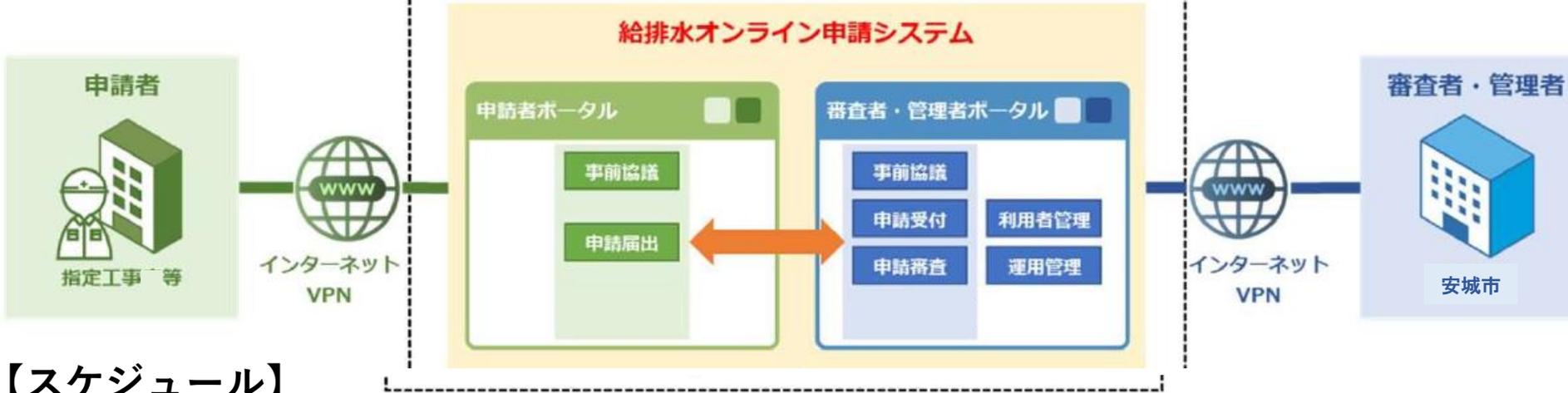
# 未接続家屋の多い区域（和泉町）



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

# 給排水オンラインシステムの導入について

## 【イメージ図】



## 【スケジュール】

R7年  
2～3月

### システム操作講習

オンライン形式で操作方法を  
ご案内する予定です。

R7年  
4月

### 運用開始

紙申請は、従来通り受付可。

R10年  
(予定)

### システム完全移行

(紙申請受付終了)



# 排水設備工事指定工事店罰則規定について

## 現 状

工事店は、複数の自治体から指定を受けていることが多い  
 ⇒違反行為に対する処分基準が自治体によりバラバラ

## 対 策

昨年度～岡崎市・豊田市が中心となり矢作川処理区・境川処理区の自治体に働きかけ

わかりやすく公平な統一した制度の策定

## 統一した処分基準と 点数表による明確化

### 令和7年度～

ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

# 雨水貯留浸透施設設置補助金について



**補助金の申請は排水設備等確認申請と同時にお願いします！**

**補助金額一覧**

| 施設名             | 条件                                      | 補助金額                                 | 窓口   | 備考           |
|-----------------|---|--------------------------------------|------|--------------|
| 市販雨水貯留槽 (雨水タンク) | 100ℓ以上200ℓ未満                            | 工事費の1/2 1 基当たり限度額 18,000円            | 土木課  | 2基まで補助ができます。 |
|                 | 200ℓ以上                                  | 工事費の1/2 1 基当たり限度額 25,000円            |      |              |
| 浸透マス            |   | 工事費の1/2 1 基当たり限度額 9,000円             | 土木課  |              |
| 浸透管             | 詳しい条件は安城市のホームページを<br>ごらんください。           | 工事費の1/2 1 m当たり限度額 3,000円             |      |              |
| 浸透側溝            |   | 工事費の1/2 1 m当たり限度額 8,000円             |      |              |
| 雨水は溜めず          |   | 工事費の1/2 1 m <sup>2</sup> 当たり限度額 500円 |      |              |
| 既存浄化槽転用雨水貯留槽    | 3 m <sup>3</sup> 未満                     | 工事費の2/3 1 基当たり限度額 75,000円            | 下水道課 |              |
|                 | 3 m <sup>3</sup> 以上10 m <sup>3</sup> 未満 | 工事費の2/3 1 基当たり限度額 100,000円           |      |              |
|                 | 10 m <sup>3</sup> 以上                    | 工事費の2/3 1 基当たり限度額 150,000円           |      |              |

※複数の施設を組み合わせた場合の上限は最大15万円です。

**手続きの流れ**

```

    graph TD
      A[補助金の申請] --> B[補助金の交付決定通知が送られてきます。]
      B --> C[工事着手]
      C --> D[工事完了]
      D --> E[実績報告書の提出]
      E --> F[検査 (市職員が確認をします。)]
      F --> G[施設の機能維持に関する協定の締結]
      G --> H[補助金の支払い]
      H --> A
  
```

● 申請される方  
 ● 市役所

※補助の申請は商品の購入、工事を行う前に必ず行ってください。  
 ※借地の場合は、土地所有者の承諾が必要となります。



# 道路工事抑制期間について

県道新規工事

**令和 6 年 1 2 月 2 1 日 (土) から**

市道新規、継続工事・県道継続工事

**令和 6 年 1 2 月 2 8 日 (土) から**



**令和 7 年 1 月 5 日 (日) まで**



# 3 下水道使用料等

- (1) 下水道使用開始届等について
  - ア 下水道使用開始届等の提出
  - イ 各戸メーター付き集合住宅の  
下水道使用開始一覧
- (2) 井戸水等を使用する場合について
  - ア 井戸水等の使用届
  - イ 汚水量認定申告書
- (3) 下水道使用料の改定について



# (1) 下水道使用開始届等について

## ア 下水道使用開始届等の提出

下水道使用 開始・休止・廃止 届  
再開・変更

安城市長

注意 1 本件の中のみ記入してください。  
2 該当する項目には、○印を付けてください。  
3 届出者が法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者を記入し、押印(※)してください。  
4 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印(※)してください。  
5 届出の場合は、下水道に接続後3日以内に届出してください。

※ボールペンで記入してください

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
| 届出日     | 年 | 月 | 日 |
| 開始等の年月日 | 年 | 月 | 日 |

|            |   |           |                |      |      |        |  |  |  |
|------------|---|-----------|----------------|------|------|--------|--|--|--|
| 届出者        | 住所  |           |                |      |      |        |  |  |  |
|            | 氏名  | ※         |                |      |      |        |  |  |  |
|            | 電話  |           |                |      |      |        |  |  |  |
| 指定工事店名     |   | 確認番号      |                |      |      |        |  |  |  |
| 設置場所       | 安城市   | 町         | 番<br>番<br>池    | 号    | 水道番号 |        |  |  |  |
| 届出区分       | 1 開始  | 2 休止      | 3 廃止           | 4 再開 | 5 変更 | メーター番号 |  |  |  |
| 使用水及び汚水の種類 | 1 水道水<br>2 井戸水 ( 1 動力式 2 手動式 )<br>3 その他 ( ) |           |                |      |      |        |  |  |  |
| 使用人数       | 人 ( 戸 )                                     | 開始メーター指針等 | m <sup>3</sup> |      |      |        |  |  |  |

各戸メーターがある集合住宅について  
1 各戸メーターがある集合住宅の場合は、「各戸メーター付き集合住宅 下水道使用開始一覧」を添付してください。  
2 「下水道使用開始届」を提出する時点で、各戸メーターが未設置のため、水道番号が付されていない場合は、一旦、距離番号を記入した「各戸メーター付き集合住宅 下水道使用開始一覧」を添付してください。

※この欄は休止又は廃止の場合のみ記入してください。

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 休止又は廃止の理由 | 1 住居等移転のため<br>2 その他 { } |
| 移転先       | 住所<br>電話 ( ) -          |

調査欄 ここから下は記入しないでください。

|       |    |    |    |    |   |    |
|-------|----|----|----|----|---|----|
| 調査・意見 |    |    |    |    |   |    |
| 受付印   | 課長 | 主幹 | 補佐 | 保長 | 保 | 担当 |

根拠規定 安城市下水道管理規則 様式第9 (第10条関係)

◎接続後3日以内の提出厳守 (休止時も同様)

◎3日以内の直接提出が難しい場合 FAXで提出

◎その他注意事項

①外構工事など未完了でも 下水道接続工事が完了していれば提出必要

②下水道接続済物件に水道メーターを追加した場合も提出必要

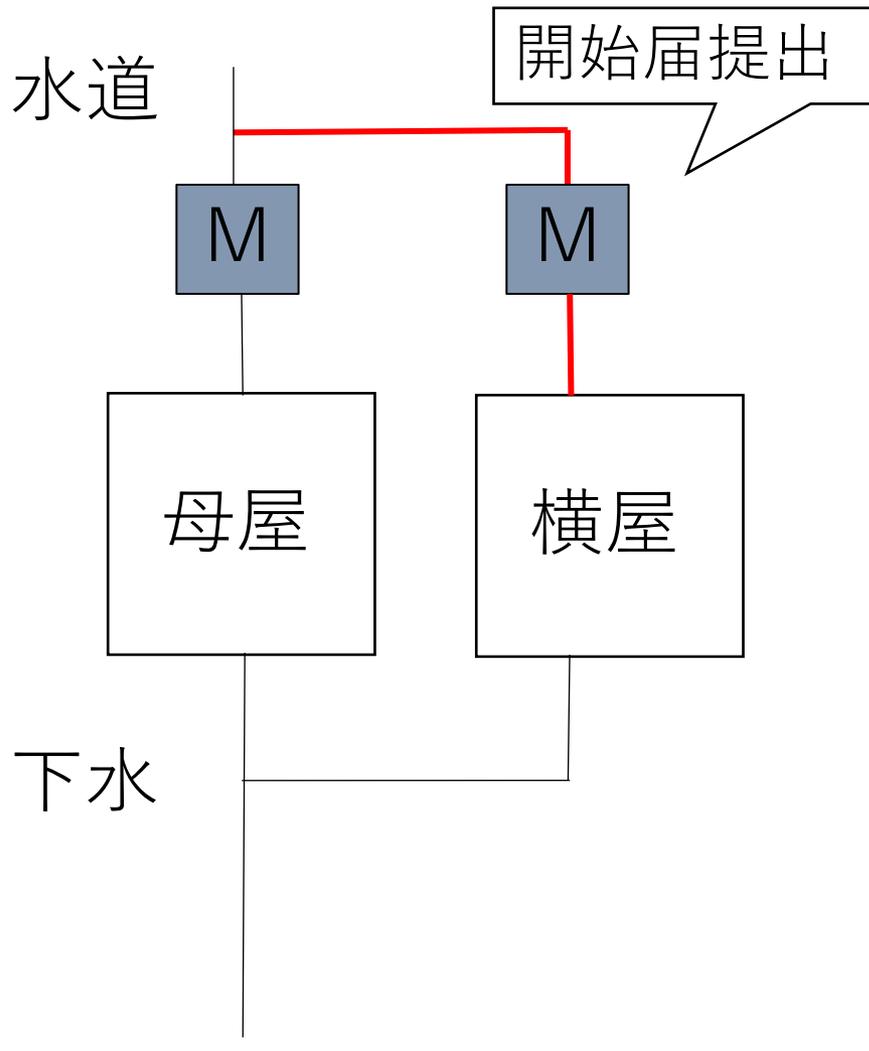
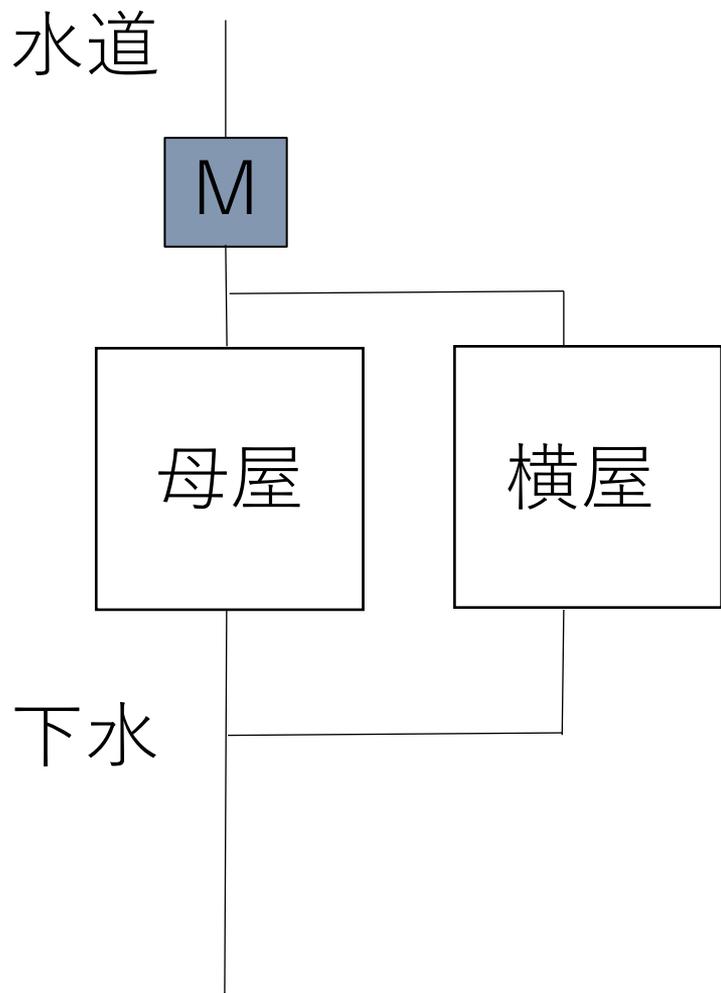
③確認申請上の水道番号が下水道接続済みでも提出必要

④水道メーターの指針は開始日の指針を小数点第1位まで記入 (写真データを1か月程度保存)

⑤休止・廃止する場合は理由を記入して提出

※HPから様式をダウンロードできます。

# (1) 下水道使用開始届等について



# (1) 下水道使用開始届等について

## ア 下水道使用開始届等の提出

下水道使用 開始・休止・廃止 届  
再開・変更

安城市長

注意 1 本枠の中のみ記入してください。  
2 該当する項目には、○印を付けてください。  
3 届出者が法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者を記入し、押印(印)してください。  
4 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印(印)してください。  
5 開始の場合は、下水道に接続後3日以内に提出してください。

※ボールペンで記入してください

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
| 届出日     | 年 | 月 | 日 |
| 開始等の年月日 | 年 | 月 | 日 |

|            |   |          |                |
|------------|---|----------|----------------|
| 届出者        | 住所  |          |                |
|            | 氏名 ※  |          |                |
|            | 電話  |          |                |
| 指定工事店名     | 確認番号  |          |                |
| 設置場所       | 安城市 町                                       | 番 号      | 水道番号           |
| 届出区分       | 1 開始 2 休止 3 廃止 4 再開 5 変更                    | メータ番号    | 口径 mm          |
| 使用水及び汚水の種類 | 1 水道水<br>2 井戸水 ( 1 動力式 2 手動式 )<br>3 その他 ( ) |          |                |
| 使用人数       | 人 ( 戸 )                                     | 開始メータ指針等 | m <sup>3</sup> |

各戸メーターがある集合住宅について  
1 各戸メーターがある集合住宅の場合は、「各戸メーター付き集合住宅 下水道使用開始一覧」を添付してください。  
2 「下水道使用開始届」を提出する時点で、各戸メーターが未設置のため、水道番号が付されていない場合は、一旦、部屋番号を記入した「各戸メーター付き集合住宅 下水道使用開始一覧」を添付してください。

※この欄は休止又は廃止の場合のみ記入してください。

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 休止又は廃止の理由 | 1 住居等移転のため<br>2 その他 [ ] |
| 移転先       | 住所<br>電話 ( ) -          |

調査欄 ここから下は記入しないでください。

|       |    |    |    |    |   |    |
|-------|----|----|----|----|---|----|
| 調査・意見 |    |    |    |    |   |    |
| 受付印   | 課長 | 主幹 | 補佐 | 係長 | 係 | 担当 |

根拠規定 安城市下水道管理規則 様式第9 (第10条関係)

◎接続後3日以内の提出厳守 (休止時も同様)

◎3日以内に直接提出が難しい場合 **FAX**で提出

◎その他注意事項

①外構工事など未完了でも 下水道接続工事が完了していれば提出必要

②下水道接続済物件に水道メーターを追加した場合も提出必要

③確認申請上の水道番号が下水道接続済みでも提出必要

④水道メーターの指針は開始日の指針を小数点第1位まで記入 (写真データを1か月程度保存)

⑤休止・廃止する場合は理由を記入して提出

※HPから様式をダウンロードできます。



# (2) 井戸水等を使用する場合について

## ア 井戸水等の使用届

井戸水等の使用届

安城市長

- 注意
- 1 本枠の中のみ記入してください。
  - 2 該当する項目には、○印を付けてください。
  - 3 届出者が個人の場合で、氏名を自署(本人が手書き)するときは、押印を省略することができます。
  - 4 届出者が法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者名を記入し、押印してください。

|          |  |       |              |  |
|----------|--|-------|--------------|--|
|          | 届出日  | 年 月 日 |              |  |
|          | 開始日  | 年 月 日 |              |  |
| 届出者      | 住所   |       |              |  |
|          | 氏名 <span style="float:right">①</span>  |       |              |  |
|          | 電話 ( ) -   |       |              |  |
| 設置場所     | 安城市  | 水道番号  |              |  |
| 揚水設備     | 動力式・手動式・その他 ( )  |       |              |  |
| 世帯人数     | 人  | 形態    | 住宅・店舗・工場・その他 |  |
| 井戸水の使用状況 | <small>(1か月あたりの認定概数になりますので、詳細に記入してください。)</small><br>※別紙添付可<br><br>(例)風呂 200ℓ × 1日1回 × 30日 = 6,000ℓ |       |              |  |

調書欄

|     |  |    |    |      |
|-----|--|----|----|------|
| 受付印 | 上記の届出に基づき、下記のとおり使用水量を認定してよろしいか。<br>また、別紙のとおり認定結果を届出者あて通知してよろしいか。 |    |    |      |
|     | 1か月あたりの認定水量 m <sup>3</sup>                                       |    |    |      |
|     | (根拠規定) 安城市下水道管理規則 第 条 項 号  |    |    |      |
|     | 課長   | 主幹 | 補佐 | 係長 係 |
|     |  |    |    |      |

◎井戸使用水量が少ないため、メーターを設置しない場合などに提出

◎世帯人数、又は井戸使用水量を使用者から聞き取る

◎井戸使用水量が変更する場合も提出

※井戸から水道へ下水の接続を切替えた場合

⇒井戸水等の廃止届と下水道使用開始届

を提出

※HPから様式をダウンロードできます。



# (2) 井戸水等を使用する場合について

## 汚水量認定申告書

## イ 汚水量認定申告書

安城市長

注意 該当する項目には、○印を付けてください。

|               |   |       |                                 |                |   |
|---------------|---|-------|---------------------------------|----------------|---|
|               |   | 申告日   | 年                               | 月              | 日 |
| 申告者           | 住所                                      |       |                                 |                |   |
|               | 氏名                                      |       |                                 |                |   |
|               | 電話 ( ) -                                |       |                                 |                |   |
| 使用場所          | 安城市                                     | 水道番号  |                                 |                |   |
| 使用水及び汚水の種類    | 1 水道水<br>2 井戸水 ( 1 動力式 2 手動式 )<br>3 その他 |       | 1 営業用汚水<br>2 工業用汚水<br>3 その他 ( ) |                |   |
| 使用目的          |   | 使用人員  |                                 | 人              |   |
| 排出期間          | 年 月 日から 年 月 日まで                         |       |                                 |                |   |
| 使用水量          |   | 汚水排水量 |                                 | m <sup>3</sup> |   |
| 下水道に排出しない水の用途 |   |       |                                 |                |   |

※付書類 汚水排水量算定の根拠となる書類

調査欄 ここから下は記入しないでください。

|                           |       |                |    |    |    |
|---------------------------|-------|----------------|----|----|----|
| 汚水量認定調査                   | 調査結果  |                |    |    |    |
|                           | 汚水認定量 | m <sup>3</sup> |    |    |    |
| 受付印                       | 起案日   | 年              | 月  | 日  | 備考 |
|                           | 決定日   | 年              | 月  | 日  |    |
| (根拠規定) 安城市下水道管理規則 第 条 項 号 |       |                |    |    |    |
|                           | 課長    | 主幹             | 補佐 | 係長 | 係  |
|                           |       |                |    |    |    |

◎次のような場合に提出

- ① メーターを設置し井戸水等を使用する場合
- ② 水道水・井戸水以外の水を下水道に排出する場合
- ③ 下水道に排出しない水がある場合

※HPから様式をダウンロードできます。



# (3) 下水道使用料の改定について

## 令和7年4月から

# 下水道使用料を改定します

将来にわたって安定して下水道サービスを提供するため、ご理解とご協力をお願いします。

### どれくらい変わるの？

## 基本使用料を月250円(税抜)値上げします。

※請求は2カ月に1度です。

下水道使用料の新旧比較(1カ月分・税抜)

| 種別    | 改定前  | 改定後  | 差額    |
|-------|------|------|-------|
| 基本使用料 | 450円 | 700円 | +250円 |

下水道使用料 = 基本使用料 + 従量使用料 + 消費税

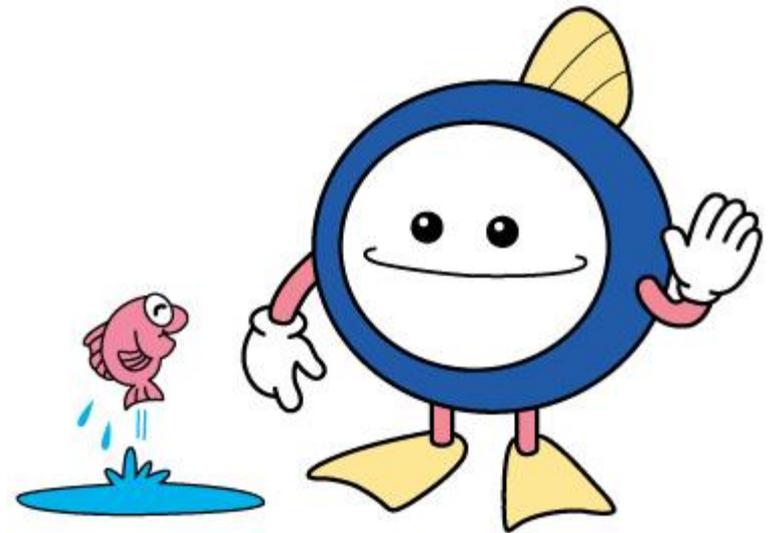
基本使用料 → 皆さん同額の固定の使用料

従量使用料 → 流した汚水の量によって増減する使用料



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

ご清聴  
ありがとうございました



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**